

入札公告

一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

令和7年9月19日

若狭湾サイクリングルート推進協議会
会長 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務（以下「業務」という。）の名称

令和7年度若狭湾サイクリングルート交通量・利用者数調査業務委託

(2) 内容

入札説明書、仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月6日

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）

第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

（2）入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（4）この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る委託業務を実施する能力および体制を有すると認められる者であること。

（5）福井県内に本店、または支店を有すること

（6）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団もしくは暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとするものは、「入札参加資格確認申請書」に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し若狭湾サイクリングルート推進協議会の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年9月19日（金）12時00分から
令和7年9月25日（木）16時00分まで

(2) 申請書等の提出方法

事前に電話連絡のうえ、提出期限内に直接持参、郵送、FAXまたはE-mailにより提出すること。（郵送の場合は、書留郵便とする。）

(3) 提出先

〒914-0811 福井県敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎別館2階
若狭湾サイクリングルート推進協議会事務局
電話 0770-47-5422
FAX 0770-22-0243
E-mail : wakacycle@pref.fukui.lg.jp
(E-mail の場合は、タイトルを「(若サ) 入札参加資格確認申請書の提出」とすること)

4 入札書および提出方法、提出期間および開札日時

(1) 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先 3 (3) と同様とする。

(2) 入札書の提出方法

入札書（別紙様式4）は、入札書の提出期間内に、若狭湾サイクリングルート推進協議会事務局に直接持参、あるいは書留郵便により提出すること。

(3) 入札書の提出期間

令和7年9月29日（月） 8時30分から
令和7年9月30日（火） 16時00分まで

(4) 開札日時および場所

ア 日時

令和7年10月1日（水）10時00分

イ 場所

〒914-0811 福井県敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎別館2階
大会議室

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に該当する金額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定に関する事項

この入札に係る委託業務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定および入札説明書等に示した入札に関する条件による。

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。